

○静岡市建築基準法第22条の規定による区域指定

平成15年4月1日

告示第22号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第22条第1項の規定により建築物の屋根の構造に制限を加える区域は、静岡都市計画区域のうち防火地域及び準防火地域を除く区域とする。

附 則(平成18年2月10日告示第65号)

この告示は、平成18年2月10日から施行する。